

境界確定協議書 記載に関する注意事項

確定協議書提出時に確認していただきたいこと。(詳細は裏面をご確認ください。)

①ふくろ綴じ

境界確定協議書

②割印 (表裏) ※申請者欄を自署する場合、省略可

下記道路・水路との境界に関し、別添実測図に表示された境界のとおり、境界確定しました。

記

1. 土地の所在地 (申請地)
都窪郡早島町
2. 土地の地目及び地積 ㎡ (公簿)
3. 隣接道路・水路番号 号線
4. 添付書類 位置図 (1/2500 程度)、不動産登記法第14条地図、測量図
断面図、各測点及び引照点の写真 ③添付書類
5. 立会年月日 年 月 日
6. 境界確定日 年 月 日

道路・水路管理者 早島町長 ④町長名

申請地所有者 住所 _____

氏名 _____

(隣接地番)

番 所有者 住所 _____

氏名 _____

番 所有者 住所 _____

氏名 _____

番 所有者 住所 _____

氏名 _____

⑤本人の自署

または記名・押印

確認事項

※【】内は項目内容の理由等

① 2部提出となっているか。

【町保管用と申請者保管用の2部提出としてください。】

② 協議書がふくろ綴じされているか。

【早島町に提出いただく確定協議書は差替えが出来ないように、「ふくろ綴じ」で製本し提出してもらっています。ふくろ綴じをしない場合は、各ページ間に地権者等の割印を押印ください。】

③ 申請地所有者の割印が表裏にあるか。(隣地地権者の割印があるとよい。)

【②と同理由です。差替えが出来ないようにするためです。申請者欄や隣接地権者欄を自署する場合は省略可能です。その場合は、町の印のみで割印することとします。】

④ 添付書類がそろっているか。測量図においては記載事項が満たされているか。

必要書類：位置図(縮尺 1/2500 程度)、不動産登記法第14条地図(法務局備付のもの)、測量図、断面図、各測点と引照点の写真

【境界点を確定する情報として、上記の書類は要添付です。また、境界点を復元・確認等することがありますので、座標値は世界測地系による座標値を記載し、使用した公共基準点、引照点の座標及び位置、図面作成責任者の情報を記載ください。】

⑤ 町長名が現職の名前、若しくは空欄であるか。

【確定協議書は地権者との契約であるため、名前が異なることは認められません。】

⑥ 記名の場合、地権者の住所・氏名に誤りがないか。自署の場合、本人が行っているか。

【確定協議書は永年保存されますので、立会当時の関係者がいなくなっても確かに確定したことを証明するため、必ず内容に誤りのないよう確認してください。※隣地地権者がいない場合は、特に確認してください。】

例外：・地権者が死亡後、相続手続き等が未完了である。

→相続予定の方や土地管理者の氏名と続柄(例：早島太郎(長男))を記入。

・地権者が筆を取り、直接記入できる状態にない。

→法定後見人または土地管理者が地権者の氏名を記入し、代筆であることと代筆者の氏名・続柄を記入。

記入例：住所 早島町(早島・前潟・矢尾)0000番地00

氏名 早島 太郎(地権者の氏名)

法定後見人

若しくは

土地管理者

早島 花子(印)(続柄 XX)

法定後見人または土地管理者の押印